【介護支援専門員の研修体系】

⑥主任介護支援専門員研修　更新研修（研修時間46時間以上）
※主任介護支援専門員更新研修を修了したものは③介護支援専門員更新研修を修了したものとする
※介護支援専門員証は研修修了日から5年間の有効期間のものを交付
対象者：主任介護支援専門員研修を終了して5年を越えていない者のうち、以下に該当する者
・介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
・地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等に年4回以上かつ10時間以上参加した者
・日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
・日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
・主任介護支援専門員の業務に十分は知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

県に更新申請

介護支援専門員証の有効期間の延長

主任介護支援専門員の更新（5年ごと）
※主任介護支援専門員資格を更新しない場合は、介護支援専門員更新研修を修了して、介護支援専門員証を更新

⑤主任介護支援専門員研修（研修時間70時間以上）
対象者（一部省略）
・専任の介護支援専門員としての従事期間が通算5年（60ヶ月）以上の者
・主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者
・専任兼任問わず実務従事期間が通算5年（60ヶ月）以上であり、かつ、法定外研修に年4回以上かつ10時間以上参加した者
※研修時間：64時間以上

④介護支援専門員　専門研修（研修時間：88時間以上）
○介護支援専門員専門研修Ⅰ
対象者：介護支援専門員実務に従事している者で就業後6か月以上の者
※研修時間：33時間以上
○介護支援専門員専門研修Ⅱ
対象者：介護支援専門員実務に従事している者で就業後3年以上の者
※研修時間：20時間以上

地域包括支援センター・特定事業所等に配置し、地域の介護支援専門員を支援

県に更新申請

③介護支援専門員　更新研修【法69条の8第2項】
対象者：専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者

○実務未経験者（研修時間：54時間以上）
※科目：介護支援サービスの基本等（一部①実務研修の内容）
○実務経験者（研修時間：88時間以上）
※科目：ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術等
※実務経験があり、有効期間内に④専門研修Ⅰ・Ⅱを全課程受講している者は免除
※2回目以降の更新研修は32時間（専門研修Ⅱのみ

専門員証の更新をする場合

介護支援専門員実務従事者

介護支援専門員証交付（有効期間　5年間）

県に交付申請

介護支援専門員の登録

研修修了後、3ヶ月以内に県に登録申請

介護支援専門員実務非従事者

専門員証の有効期間5年が経過した場合

②介護支援専門員　再研修【法69条の7第2項】
対象者：登録後5年以上、実務に従事したことがない者又は実務経験はあるが、5年以上実務に従事したことがない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付をうけようとする者
※科目：介護支援サービスの基本等（一部①実務研修の内容）
（研修時間：54時間以上）

県に交付申請

有効期間の復活

介護支援専門員実務研修受講試験合格

①介護支援専門員　実務研修【法69条の2第1項】
対象者：介護支援専門員実務研修受講試験合格者
※科目：ケアマネジメントに必要な知識及び技術等
（研修時間：87時間以上）